

保育のセーフティーネット構築を求める意見書

10月31日、首都圏を中心に保育所や学童クラブなどを運営する事業者が、経営難を理由に突然施設の運営を停止するという事態が起きた。川崎市においても、同事業者の運営する施設は、認可保育所2か所、認可外保育施設2か所の計4か所があり、入所児童や保護者はもとより、多くの市民に多大な不安をもたらした。

少子化が進行する中、女性の就労機会が増大するとともに、育児休業制度の普及に伴い、出産後も継続して就労を希望する傾向が強くなっていることなどから、年々保育所の利用希望が増大している。

川崎市においても、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、認可保育所の整備を中心として保育の受入れ枠の拡大を図ってきたが、平成20年4月現在で、583人の待機児童が生じており、今後も保育所等の整備に力を注いでいかなければならない。また、就労形態の多様化に伴い、長時間の延長保育、一時保育、休日保育等の多様な保育サービスも求められている。

このような中、早急に待機児童を解消するとともに、これらの多様な保育ニーズに応えていく過程で、社会福祉法人に加え、株式会社や特定非営利活動法人等、様々な運営主体の保育事業への参入が想定されているが、一方では今回のように、経営の悪化により施設が閉鎖され、入所児童の保育に空白が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、安心して就労し、子育てをすることができる地域社会づくりのため、保育のセーフティーネットの構築に向けて、法体系の整備やガイドラインの策定等の対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣